

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目2番6号
株式会社ネットマーケティング
代表取締役社長兼CEO 宮本 邦久

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、3～4ページに記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後6時30分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第18期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

■その他株主総会招集ご通知に関する事項

- (1) 当社は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト (<https://www.net-marketing.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
「剰余金の配当等の決定に関する方針」

- ・計算書類「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類には、本添付書類記載のもの他、上記ウェブサイトに掲載の書面も含まれております。

- (2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席（扱いとさせて）いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (4) 記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト (<https://www.net-marketing.co.jp/>) において周知させていただきます。

■「定時株主総会決議ご通知」につきまして、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、第18期（2022年6月期）分より当社ウェブサイトに掲載することとし、紙面による発送は取りやめさせていただきます。

■新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染予防および拡大防止のため、本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、今後の感染症拡大の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。

■ 議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定：午前10時30分)



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2022年9月28日（水）午後6時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右記をご参照ください)

【2022年9月28日（水）午後6時30分受付分まで有効】

1. 当日出席される場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きは不要です。
2. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- 議決権行使サイトは毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

受付時間 午前9時から午後9時（通話料無料）

インターネットによる議決権行使についての詳細は次ページをご覧ください。

スマートフォンによる議決権行使 QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト
〇〇〇〇株式会社

議決権行使方法の選択

第1 登壇時投票
開催日 〇〇年〇〇月〇〇日
持主番号 10000001
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。該当する権利のボタンを選択して決断画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

議決権行使へ

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

議決権行使

議決権行使

議決権行使

印刷画面

印刷ガイド

ログアウト

QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコード
を用いずに議決権を行使する場合は、
「ログインID・仮パスワードを入力する
方法」（右記）をご確認ください。

パソコンによる議決権行使 ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関する手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

三井・UFJ・信託銀行
三菱UFJ信託銀行
三菱UFJ信託銀行

ログインID
パスワード
またはQRコード

ログイン

パスワード変更

お問合わせ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-6262-7711
FAX: 03-6262-7711
(通話代別)

■ログインID発行申込

3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

現在のパスワード
新しいパスワード
新しいパスワード(確認用)

送信

お問合わせ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-6262-7711
FAX: 03-6262-7711
(通話代別)

4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事 業 報 告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年7月1日から2022年6月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進む一方で、度重なる変異株の発生により、未だ終息時期が見通せず、先行きが不透明な状況が続きました。

当社が事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は2021年の1年間で13歳～59歳の各年齢階層において9割を超え、全体の利用割合は82.9%（前年比0.5%減）と幅広い年代で利用されております（注）。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの利用割合は78.7%（前年比4.9%増）と年々上昇を続けております（注）。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスはさらなる市場拡大が期待されております。

こうした環境のもと、当社は「Omiai」において第三者による不正アクセスを受けたことに対し、セキュリティ強化及び不正会員対策を実施していくとともに信頼回復と将来の成長に向けて努めてまいります。なお、当該インシデント関連の臨時損益として、受取保険金1億円を特別利益、情報セキュリティ対策費45百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は51億68百万円、営業利益は4億4百万円、経常利益は4億26百万円、当期純利益は3億26百万円となりました。

なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことにより、売上高は99億74百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益には影響ありません。また、前年同期との比較は行っておりませんが、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、売上高は63.1%減少（基準適用前比8.1%増加）、営業利益は30.8%減少（基準適用前比30.8%減少）、経常利益は28.0%減少（基準適用前比28.0%減少）、当期純利益は3.0%減少（基準適用前比3.0%減少）となります。

（注）出所：総務省「令和3年通信利用動向調査の結果」

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益については、セグメント間取引の調整前の数値であります。

①広告事業

広告事業は、アフィリエイト広告や運用型広告等の領域においてプロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。

当事業においては、エステなど美容関連で売上が伸び悩んだものの、FXや暗号資産（仮想通貨）市場の活況の影響により金融関連が好調に推移した結果、売上高は14億17百万円、セグメント利益は7億48百万円となりました。

なお、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、売上高は84.6%減少（基準適用前比23.5%増加）、セグメント利益は34.6%増加（基準適用前比34.6%増加）となります。

②メディア事業

メディア事業は、恋愛マッチングアプリ「Omiai」を提供しております。

「Omiai」では、サービスの認知拡大及びブランド力向上のため、ブランドアンバサダーである「のん」さんの「Omiai」プロモーション動画をYouTube等で配信しております。また、より多くの方に認知いただけるよう「のん」さんをモデルにした「ツインステッカー」を大都市圏の様々な電車内で掲示いたしました。加えて、1月からリフトで生まれる男女の出会いをテーマに「Omiaiリフト」と題したイベントを群馬みなかみほうだいぎスキー場において実施しました。さらに、6月にはリアルイベント第2弾として「Omiaiジェットコースターinよみうりランド」を行い、TVなどのメディアにも取り上げられました。このように、認知と販促の両面からプロモーションを進めた結果、当事業の売上高は37億50百万円、セグメント利益は3億89百万円となりました。

なお、当期の実績値及び当期の会計基準適用前の実績値と前年同期の実績値を単純比較した場合の増減率は、売上高は21.7%減少（基準適用前比21.7%減少）、セグメント利益は43.2%減少（基準適用前比43.2%減少）となります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は、56百万円であります。セグメント別の投資額は、広告事業13百万円（システム開発）、メディア事業37百万円（システム開発）、全社共通部門5百万円（インフラ整備等）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

1. 広告事業

① サービス及び商品の拡充

当社は、創業来、アフィリエイト広告専門の代理店として、競合他社との差別化を図り、シェアの拡大を進めてまいりましたが、その一方で、アフィリエイト広告市場における規制等の影響を受け易い状況になっております。

今後は、収益基盤の強化及び事業規模の拡大を図るために、新たなアドテクノロジーの構築等によりサービスレベルを向上させるとともに、運用型広告等の広告商品の取り扱いを拡充し、ネット総合代理店としての地位確立を目指してまいります。

② 新規顧客の開拓

当社の広告事業は、代理店ビジネスという特質上、広告主の動向及び広告主が属する市場の景気に業績が左右され易い面があるため、今後も営業体制の強化を図ることで新規顧客の開拓を推進し、持続的な事業成長に努めてまいります。

③ 店舗型ビジネスタイプの広告売上の低下

感染力のより強い新型コロナウイルスの変異株が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いております。そのため、2020年4月と同程度の営業自粛要請を伴う緊急事態宣言の発令などがなされた場合、広告主の店舗に来店する顧客が減少し、それに伴い広告売上が低下する可能性があります。そのため、新型コロナウイルスの影響を受けづらいステイホーム関連商材等への営業を強化し、特定顧客や特定商材に依存することのない顧客ポートフォリオの構築を目指してまいります。

2. メディア事業

① Omiaiブランドの信頼回復

当社が運営する「Omiai」は、これまで会員の獲得及びサービスレベルの向上を最優先に進めるため積極的な投資を行い、国内最大級の恋愛マッチングサービスとしての地位確立に努めてまいりました。しかしながら、2021年4月に発生した外部からの不正アクセスによるインシデントにより、会員様の信頼を失墜させる事態を招いてしまいました。当社としてはこの事態を厳粛に受け止め、今後、二度と同様の事象が発生しないよう、個人情報の管理方法も含めた運用体制の見直し及びセキュリティの強化を推進し、「Omiai」の信頼回復に努めてまいります。

② 認知の向上

当社が運営する「Omiai」が属する恋活・婚活マッチングサービス市場には、多くの競合サービスが存在しております。将来的に急速な市場規模拡大が予測される中、より高いシェアを獲得していくためには、サービスの認知向上が重要な要素であると考えております。今後、「Omiai」のさらなる認知向上を図るため、プロモーション活動を強化してまいります。

③ システムの強化

当社が運営する「Omiai」は、恋活・婚活マッチングサービス市場において国内最大級の顧客数を抱えております。今後はエンジニア人員の増員を図るとともに新しいテクノロジーの導入を行ってまいります。また、サーバの増強及びソフトウェアのUI/UXの改善等の継続的なシステム強化を実行してまいります。

3. その他

① 全社的なシステムセキュリティの見直し

当社は、インシデントの再発防止が最重要課題であると捉えているため、「Omiai」システムに限定せず、社内システム全般に対して、セキュリティ強化策を策定し、実施に努めてまいります。具体的には、社内ネットワークやコーポレートサイト等外部に公開しているサービスに関して脆弱性診断を実施するとともに、当該診断結果に基づいたネットワーク構成及びアプリケーションの実装の見直しやセキュリティ強化等を実施してまいります。

② 優秀な人材の育成及び確保

当社は、企業成長を推進していくためには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材の確保、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

③ 効率的な経営資源の活用

当社は、企業成長を推進していくためには、効率的に経営資源の活用を行っていくことが課題と考えております。現在、二つの事業を展開しておりますが、今後はこれら既存事業の収益の拡大を図りつつ、成長性の高い新規分野に対しても経営資源を継続して投下していくことにより、さらなる成長を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2019年6月期	第16期 2020年6月期	第17期 2021年6月期	第18期 (当事業年度) 2022年6月期
売上高 (千円)	14,050,718	14,363,944	14,011,332	5,168,133
経常利益 (千円)	421,305	747,186	592,653	426,850
当期純利益 (千円)	283,916	509,831	336,619	326,372
1株当たり当期純利益 (円)	19.49	34.53	22.70	21.82
総資産 (千円)	5,281,482	4,977,532	5,321,891	6,096,650
純資産 (千円)	2,290,351	2,753,026	3,012,986	3,267,551
1株当たり純資産 (円)	157.08	186.04	201.75	217.48

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しているため、当事業年度に係る各種数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業	事業内容
広告事業	・アフィリエイトエージェント事業 ・トレーディングデスク事業
メディア事業	・Omiai事業

(9) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区南青山一丁目2番6号

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
127名	3名減少

(注) 臨時雇用者（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先

金融機関からの借入はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,024,800株（自己株式188株を含む）
- (3) 株主数 3,609名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮本 邦久	3,507,200 株	23.34 %
長野 貴浩	2,272,000	15.12
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,277,700	8.50
株式会社Macbee Planet	1,274,500	8.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	808,800	5.38
株式会社アドウェイズ	392,000	2.61
株式会社アイレップ	354,000	2.36
野村證券株式会社	237,433	1.58
アムスホテル館山株式会社	200,000	1.33
島田 大介	196,800	1.31

（注）持株比率は、自己株式（188株）を控除して計算し、表示単位は小数点第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	新株予約権の払込金額	行使価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第2回新株予約権	40個	8,000株	無償	250円	2016年7月24日から 2024年5月26日まで	取締役 (注)1	40個	8,000株	1名

- (注) 1. 監査等委員及び社外取締役は含まれておりません。
2. 2013年6月28日付で普通株式1株につき5株、2015年6月4日付で普通株式1株につき100株、2018年3月14日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。上記株式数及び権利行使価額は、当該調整後の株式数及び権利行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年6月30日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
宮 本 邦 久	代表取締役社長	CEO
松 本 英 樹	取締役副社長	COO メディア事業本部管掌 人材戦略室管掌
三 村 紘 司	取締役	CFO 管理本部管掌 コーポレートブランド戦略室管掌
靱 江 佑 介	取締役	広告事業本部管掌
山 邊 圭 介	取締役	株式会社FOOD & LIFE COMPANIES 上席執行役員 株式会社京樽 代表取締役副社長
島 田 大 介	取締役	株式会社インサイトコア 代表取締役会長
倉 本 勤 也	取締役 (常勤監査等委員)	
新 井 努	取締役 (監査等委員)	新井公認会計士事務所 所長 株式会社サイト 代表取締役 株式会社エール 代表取締役 有限責任大有監査法人 代表社員 株式会社キットアライブ 社外監査役
中 野 丈	取締役 (監査等委員)	スプリング法律事務所 パートナー弁護士 医療法人浩聖会 監事

- (注) 1. 取締役山邊圭介氏、同 島田大介氏、取締役（監査等委員）倉本勤也氏、同 新井努氏、同 中野丈氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役山邊圭介氏、同 島田大介氏、取締役（監査等委員）倉本勤也氏、同 新井努氏、同 中野丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）新井努氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）中野丈氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議における情報収集及び内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、倉本勤也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の監査役の異動
2021年9月27日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、増山雅美氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年9月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し下記の通り定めております。

なお、本決定方針のうち、業績連動報酬に係る指標や非金銭報酬の設定等については、今後継続的に検討を進める予定です。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等については、代表取締役が各業務執行取締役と協議の上で報酬案を策定し、取締役会で決議しております。取締役会は、当該報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された、当時の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、社外取締役は、策定された報酬案の妥当性を検討し、個人別の報酬額が適切に設定されているかを監督しております。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度合に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等の内容、額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益が目標値に対して超過すると見込まれた場合にのみ支給の検討を行うこととする。

また取締役の業績連動報酬と従業員に支給する賞与とを合わせた額が、営業利益の目標値に対する超過額の10%～20%の範囲であることを目安とし、役位、職責、貢献度合に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬額については各事業年度末までに決定し、報酬額が決定した月の翌月末日までに支給するものとする。

④金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の役割及び貢献度合ならびに業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、代表取締役が各業務執行取締役と協議の上で報酬案を策定し、報酬に関する手続の客観性と透明性が担保されるよう、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議、答申を経て取締役会で決議するものとする。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	6名	90,060千円	（うち社外2名	4,800千円）
取締役（監査等委員）	3名	10,800千円	（うち社外3名	10,800千円）
監査役	4名	4,200千円	（うち社外3名	3,600千円）

(注) 1. 当社は、2021年9月27日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年9月27日開催の第17期定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年9月27日開催の第17期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

4. 監査役の報酬限度額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

5. 上記の監査役の支給人員には、2021年9月27日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

6. 取締役（社外取締役含む）及び監査役（社外監査役含む）への業績連動報酬・非金銭報酬の支給はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が善意で且つ重大な過失がない場合に限られます。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役山邊圭介氏は、株式会社FOOD & LIFE COMPANIESの上席執行役員、株式会社京樽の代表取締役副社長であります。なお、当社は各社との間に取引関係はございません。
 - ・ 取締役島田大介氏は、株式会社インサイトコアの代表取締役会長であります。なお、当社は株式会社インサイトコアとの間に取引関係はございません。
 - ・ 取締役（監査等委員）新井努氏は、新井公認会計士事務所の所長、株式会社サイト及び

株式会社エールの代表取締役、有限責任大有監査法人の代表社員であります。なお、当社は各社との間に取引関係はございません。

- ・取締役（監査等委員）中野丈氏は、スプリング法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社はスプリング法律事務所との間に取引関係はございません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）新井努氏は、株式会社キットアライブの社外監査役であります。なお、当社は株式会社キットアライブとの間に取引関係はございません。
- ・取締役（監査等委員）中野丈氏は、医療法人浩聖会の監事であります。なお、当社は医療法人浩聖会との間に取引関係はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 山 邊 圭 介	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、幅広い業界における豊富なコンサルティング経験や事業運営を通じて培われた高い見識と多角的な視点から、当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を適宜おこない、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 島 田 大 介	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識やインターネットビジネスに関する専門的な知識に基づき、当社の経営全般や事業の健全性、情報管理に関する意見・助言を適宜おこない、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 倉 本 勤 也	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会 4 回及び監査等委員会11回のうちすべてに出席いたしました。金融機関での実務経験から培った豊富な経験に基づき、経営全般に渡り、コンプライアンスや内部統制を踏まえた意見等を適宜述べております。
取締役（監査等委員） 新 井 努	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会 4 回及び監査等委員会11回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から、経理面を中心に経営の健全性を踏まえた意見等を適宜述べております。
取締役（監査等委員） 中 野 丈	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会 4 回及び監査等委員会11回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する意見等を適宜述べております。

(注) 当社は、2021年9月27日付で監査等委員会設置会社に移行したため、上記は制度移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会の出席の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
----------------	----------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) なお、本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,577,131	流 動 負 債	2,829,098
現 金 及 び 預 金	4,120,490	買 掛 金	2,022,979
売 掛 金	1,291,131	未 払 金	344,083
貯 蔵 品	140	未 払 費 用	3,204
前 渡 金	7,813	未 払 法 人 税 等	95,089
前 払 費 用	155,077	前 受 金	317,860
そ の 他	2,488	預 り 金	6,706
貸 倒 引 当 金	△10	そ の 他	39,174
固 定 資 産	519,519		
有 形 固 定 資 産	86,342	負 債 合 計	2,829,098
建 物	93,952	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	92,428	株 主 資 本	3,267,551
減 価 償 却 累 計 額	△100,038	資 本 金	423,439
無 形 固 定 資 産	138,586	資 本 剰 余 金	413,439
の れ ん	7,884	資 本 準 備 金	413,439
ソ フ ト ウ ェ ア	50,499	利 益 剰 余 金	2,430,808
そ の 他	80,202	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,430,808
投資その他の資産	294,590	繰 越 利 益 剰 余 金	2,430,808
長 期 前 払 費 用	699	自 己 株 式	△135
繰 延 税 金 資 産	32,048		
敷 金 及 び 保 証 金	261,842	純 資 産 合 計	3,267,551
資 産 合 計	6,096,650	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,096,650

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,168,133
売上原価	1,261,643
売上総利益	3,906,489
販売費及び一般管理費	3,502,293
営業利益	404,196
営業外収益	33
受取利息	2,878
受取報酬	18,460
受取保険金	1,860
その他	23,233
営業外費用	579
為替差損	0
その他	579
経常利益	426,850
特別利益	100,000
受取保険金	45,660
特別損失	481,190
情報セキュリティ対策費	152,457
税引前当期純利益	2,359
法人税、住民税及び事業税	154,817
法人税等調整額	326,372
当期純利益	326,372

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	414,539	404,539	404,539	2,194,043	2,194,043	△135	3,012,986
当期変動額							
新株の発行(新株 予約権の行使)	8,900	8,900	8,900				17,800
当期純利益				326,372	326,372		326,372
剰余金の配当				△89,607	△89,607		△89,607
当期変動額合計	8,900	8,900	8,900	236,765	236,765	—	254,565
当 期 末 残 高	423,439	413,439	413,439	2,430,808	2,430,808	△135	3,267,551

	純資産 合計
当 期 首 残 高	3,012,986
当期変動額	
新株の発行(新株 予約権の行使)	17,800
当期純利益	326,372
剰余金の配当	△89,607
当期変動額合計	254,565
当 期 末 残 高	3,267,551

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社ネットマーケティング
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 敦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 多 田 雅 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネットマーケティングの2021年7月1日から2022年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年8月10日開催の取締役会において、会社の発行済普通株式及び新株予約権（以下「本新株予約権」）に対するピーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルビーによる公開買付け（以下「本公開買付け」）に賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」）に対して本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることについて決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2021年9月27日開催の第17期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年7月1日から上記株主総会終了時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ監査内容に基づいております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

また、Omiaiへの不正アクセスによる情報漏洩後のセキュリティ対策の実施状況、リスクマネジメント委員会及びその情報セキュリティ分科会の活動内容について確認いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は2022年8月10日開催の取締役会において、当社の発行済普通株式及び新株予約権に対するビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピーによる公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることを決議しておりますが、この意見表明と決議について確認いたしました。

2022年8月25日

株式会社ネットマーケティング	監査等委員会
監査等委員（常勤）	倉 本 勤 也 ⑩
監査等委員	新 井 努 ⑩
監査等委員	中 野 丈 ⑩

(注) 監査等委員倉本勤也、新井努及び中野丈は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値を最大化するための中長期的な取り組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、業績に応じた株主還元を実施する方針です。当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 金6.00円
総額 90,147,672円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年9月30日 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)

上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)	(削除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類及 び連結計算書類に記載又は表示をすべき 事項に係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報につ いて、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。
附則	附則
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置) 1 定款第15条(電子提供措置等)の規定にか かわらず、2022年9月1日(以下、「施行 日」という)から6か月以内の日を株主 総会の日とする株主総会については、定 款第15条(株主総会参考書類等のインタ ーネット開示とみなし提供)はなお効力 を有する。 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。
(新設)	

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、迅速な意思決定のため2名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当 社 の 株式の数
1	再任 みやもと　くにひさ 宮本　邦久 (1975年7月16日生)	1998年4月 2000年8月 2004年7月 2012年12月 2013年6月 2018年9月	日商岩井(株)（現双日(株)）入社 ITX(株)へ転籍 当社設立　代表取締役 Net Marketing International, Inc. 取締役兼CEO 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼CEO（現任）	3, 507, 200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業経営者であり、インターネットビジネスに高い見識と豊かな実績を有しており、強いリーダーシップで当社事業の発展を牽引してきました。当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を今後も期待できると考え、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。			
2	再任 うつぼえ　ゆうすけ 靱江　佑介 (1980年12月5日生)	2004年5月 2007年4月 2013年1月 2013年6月 2020年9月	(株)ヴィ・ド・フランス入社 当社入社 当社広告事業本部副本部長兼広告事業部長 当社執行役員広告事業本部長 当社取締役（現任） 広告事業本部管掌（現任）	11, 400株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社入社後、長年にわたり広告事業に携わり、2013年6月より当社執行役員広告事業本部長を務めてまいりました。同氏は、広告事業の成長戦略の推進や事業部全般のマネジメントにおいて実績を重ねており、事業運営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、今後も引き続き当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を期待できると考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	再任 やまべ けいすけ 山邊 圭介 (1976年3月17日生) 社外取締役 独立役員	1998年4月 (株)NTTデータ経営研究所入社 2000年8月 (株)ローランド・ベルガー入社 2007年1月 同社プリンシパル 2009年7月 同社パートナー 2009年9月 当社社外取締役 (2011年9月重任、2013年9月退任) 2014年6月 当社社外取締役 (現任) 2015年4月 Roland Berger Strategy Consultants Pte. Ltd. (現Roland Berger Pte.Ltd.) パートナー 2015年8月 近藤工業(株)社外取締役 2018年1月 (株)ローランド・ベルガー シニアパートナー 2020年1月 (株)スシローグローバルホールディングス (現(株)FOOD & LIFE COMPANIES) 入社 上席執行役員 (現任) 2021年4月 (株)京樽代表取締役副社長 (現任)	180,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、経営戦略コンサルティングファームで培った、自動車、部品、建設・住宅、航空、消費財など幅広い業界においての、営業・マーケティング戦略、ブランド戦略、事業再生戦略、新興国戦略の立案・実行支援に関する豊富な経験を有しております。また、現在は(株)FOOD & LIFE COMPANIESの上席執行役員を務めており、事業運営全般についての高い見識を有しております。その経験及びノウハウを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
4	再任 しまだ だいすけ 島田 大介 (1975年7月16日生) 社外取締役 独立役員	1998年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2000年4月 ITX(株)へ転籍 2000年11月 (株)ネットエイジ (現ユナイテッド(株)) へ出向 2001年8月 (株)プロモーションズ取締役 2003年8月 ギズモプリュス(株)取締役 2005年8月 (株)エンターモーション (現(株)インサイトコア) 取締役 2006年4月 同社代表取締役社長 2017年11月 同社代表取締役会長 (現任) 2018年9月 当社社外取締役 (現任)	196,800株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、総合商社において米国のジョイントベンチャー立ち上げやベンチャーキャピタル事業での出資業務、M&Aの実行等、グローバルな事業経験を有しております。また、現在はデジタルテクノロジーを活用したマーケティングを手掛ける(株)インサイトコアの代表取締役会長を務めており、経営全般やインターネットビジネスに高い見識と豊かな人脈を有しております。その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山邊圭介氏及び島田大介氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
山邊圭介氏は、2014年6月より当社の社外取締役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は8年3ヶ月となります。また、島田大介氏は、2018年9月より当社の社外取締役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は4年となります。
4. 当社は、山邊圭介氏及び島田大介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がない場合に限り、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続いたします。
5. 当社は、山邊圭介氏及び島田大介氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の報酬総額は、2021年9月27日開催の第17期定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役年額10,000千円以内）との決議いただき、今日に至っております。

本議案は、経営環境の変化に伴い、その責務が増大していることに加え、経済状況の変化等諸般の事情を考慮し、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額40,000千円以内）と定めることとさせていただきたく存じます。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、当社における役員報酬の内容に係る決定方針は事業報告「4. 会社役員に関する事項（2）取締役の報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、本議案に基づきその内容を改定することを予定しております。また、本議案は当該改定後の方針に照らして相当であると判断しており、監査等委員会から、本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。加えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年9月27日開催の第17期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。

本議案は、コーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかることを目的とした監査等委員である取締役の増員等に対応するため、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号 赤坂インターシティAIR 4階 赤坂インターシティコンファレンス the AIR
電 話	03-5575-2201
交通機関	東京メトロ 銀座線・南北線「溜池山王駅」14番出口直結 徒歩 4 分 9 番出口 徒歩 3 分 千代田線・丸ノ内線「国会議事堂前駅」直結 徒歩 8 分 (「溜池山王駅」から地下通路にて接続) 日比谷線「神谷町駅」 徒歩10分

